

平成16年第3回本巢市議会定例会議事日程(第4号)

平成16年6月21日(月曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(49名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鷓飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新 谷 哲 也	総 務 部 長	溝 口 義 弘
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	土 川 隆
健康福祉部長	中 村 節	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上下水道部長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
根 尾 総 合 支 庁 長	島 田 克 広		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから開催をさせていただきます。

ただいまの出席議員数は48人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号28番 大熊和久子さんと29番 竹中光夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（村瀬 治君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

48番 三島智恵子君の発言を許します。

48番（三島智恵子君）

皆さん、おはようございます。

二つの問題について通告がしてございますので、順次お尋ねをいたします。

まず第1番目は、各種団体への補助金についてでございます。2月に合併して市政も4ヵ月を経ました。市民の皆様からはいろいろな声が聞かれております。住んでよかったと思える市政とは、私は弱い立場の子供や高齢者・障害者等が大切にされる施策だと考えます。その観点から、老人会、あるいは子供の育成団体、生活改善に取り組んでおられる団体などへの助成は、十分配慮されることが大切ではないでしょうか。そのことによって、ボランティア精神、あるいは地域の連帯が育ち、自立に向けて進んでいけるのではないかと考えます。そこで、合併前の各町村と比べて、まず第1、市の現状はどうなっているのか、今後どうしていかれるのか、市長及び担当部長にお尋ねをいたします。

2点目は、子供たちの健全な育成についてでございます。この問題は、17日と18日の一般質問で大変多くの方々が質問をされました。そこで、重複する部分について、教育長の判断で答弁を割譲されても結構でございますので、前もって申し上げます。

子供たちの周りは、年々憂慮する状況になっております。大人に連れ去られる。大人、親も含め

て傷つけられる。最近、子供同士が傷つけ合うまでになりました。テレビを見ましても、毎日のようにこのような中身の報道がされております。大変痛ましいことだと思います。私たち大人は、子供を守り育てる義務があると思います。そこで二つの問題についてお尋ねいたします。まず第1は、教育現場では何が必要で何ができるとお考えか。一方、私たち大人も大きくかかわっております社会教育では一体何ができるのか。教育長は、長い間、教育の専門畑におられました。専門家としての御意見をぜひ拝聴したいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

各種団体への補助金について、教育委員会事務局長、健康福祉部長の答弁を求めます。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

三島議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会関係の子供の育成団体への補助金につきましては、前年度まで出されておりました各育成団体への補助金の合計額、これとほぼ同額の予算計上しておりますので、御報告申し上げます。

健康福祉部長（中村 節君）

三島議員の各種団体の補助金についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、弱者が大切にされる社会は大事なことでと考えております。御質問の団体運営助成につきましては、団体の活動内容等を十分考慮しながら、合併に際し調整をいたしました。福祉部所管の団体助成につきましては、ほぼ前年を基本といたしまして、連合組織等加味しながら配分を考えてまいりました。合併後、各種団体との調整会議等を通じて、本巢老人福祉センター内に福祉事務局を立ち上げまして、各種団体の事務をつかさどりまして、ようやく各団体が活動できる状況になっております。町村の中におきましては、事務の対応が一挙に自分たちでなかなかできない等の御意見もございました。今後におきましては、団体の活動内容や議員御発言の団体の自立を基本としながら、団体の育成や助成を含め検討してまいりたいと考えております。

議長（村瀬 治君）

次に、子供たちの健全な育成について教育長の答弁を求めます。

教育長（高橋茂徳君）

三島議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、子供たちの生命が危ぶまれる極めて憂慮すべき事案が起きております。子供たちの安全を守り、安心して暮らすことができる地域や学校づくりは、重大かつ喫緊の課題でございます。

1点目の、義務教育では何が必要で、何ができるのかという御質問にお答えします。

本市では、学校教育の方針、生きる力をはぐぐみ、ほほ笑みと感動があふれる教育を目指して、後藤議員や村瀬議員の答弁の中でも触れましたように、四つの重点目標を掲げております。すなわち1点目は、安心・安全な学校、2点目は、確かな学力と豊かな心をはぐくむ学校、3点目は、教

職員の資質の向上、そして4点目は、家庭の教育力向上への積極的な支援です。

これらの目標を具現するために、例えば児童・生徒ふれあいサポーターによる巡回、指導や安全管理のためのマニュアルの作成等訓練などを実施しております。特に児童・生徒ふれあいサポーターにつきましては、新市になりましたから1名増員しまして2名とし、市南部地域を中心に巡回指導に当たっております。また、教職員と子供が心のきずなを太くし、子供の訴えるサインを的確にとらえて適切な指導ができるように、生徒指導担当者や教育相談担当者を中心に、早期発見、早期指導ができる体制を整えております。子供や保護者の不安を少しでも解消するよう、各中学校に教育相談員を配置し、不登校傾向の児童生徒が学校に戻るができるよう援助する適応指導教室を設置しております。さらには、一時間一時間の授業を大切に、確かな学力を身につけさせることと、すべての教育活動を通して豊かな心を育成していくことに努めております。今後、さらに一層人権を尊重し、民主的で偏見にとらわれない人間関係を醸成し、信頼と愛情に基づく教育を充実させるよう支援してまいります。

次に2点目の、社会教育では何ができるのかという御質問にお答えします。

子供は国の宝と申します。未来を担う子供たちを、家庭はもちろん、地域で守り育てることが私たちには求められております。

本市では、現在、青少年育成ネットワーク会議が中心になって、それぞれの地域で子供たちを守り、育てる活動を進めております。

一例を挙げますと、7月より全市的に実施いたします登校時のあいさつ運動があります。地域の大人が子供たちの安全を守るとともに、地域のだれもが子供たちに声をかけられるような環境づくりを目指してまいります。地域づくり事業やふれあい会議など、子供たちにさまざまな体験をさせることによって、自信とやる気を育てる事業に取り組んでおります。子供たちを見守る子供110番の家は、市民の皆様方の御協力で301件の設置ができております。ある報告によりますと、空き巣被害が少ない地域はあいさつが交わされているとか、ごみがないとか、あるいは花を育てていることなど、地域の環境のよさに起因しているとのこと。人々の目が行き届き、つながりが強い地域ほど防犯効果があるそうです。青少年育成も同じことで、私たち本業市民としての人と人とのつながりが子供たちを守り、育てていくものと考えております。

また、豊かな心をはぐくむためには、その基盤となる家庭が大切であることは言うまでもありません。社会教育では、三つ子の魂百までと言われるように、心の教育を大切にした乳幼児からの家庭教育の推進と充実を重点に、親の愛情と、自信を持って子育てができるよう支援していきたいと考えております。

核家族がふえ、地域とのつながりも弱くなっている現在、若い親が子育ての不安や悩みを抱えているという事例もあります。教育委員会といたしましては、積極的な支援策として、すべての幼稚園、保育所、小・中学校に家庭教育学級を開設し、親の教育力を高めることと、親同士の人間関係の深まりを図っております。

最後に、先日の長崎県佐世保市で起きました事案につきましては、痛恨のきわみでございます。

これはもう学校教育の問題というより、社会教育の問題であるというふうにとらえております。本巢市教育委員会といたしましては、早速、6月4日に臨時の園長、小・中学校長会を開催しました。そして、他県の他校の問題としてではなく、我が市の我が校の問題である、我が校にも起こり得る切実な問題と受けとめまして、真剣に協議をし、二度とこのような事案が発生をしないように万全を期したところでございます。

なお、協議しましたその主なものは、教職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図ること、全教職員による教育相談体制を充実させること、生命尊重の心、善悪の判断、正義感等、人間としての基本的な倫理感や規範意識を体得させること、幼児・児童・生徒の心の状態や身体の変化など、子供から発せられる小さなサインなどを見逃さないこと。刃物は人を傷つける道具にもなり、使用法や管理についてはその指導を徹底させること、情報教育については情報モラルにかかわる指導の徹底を図ること、生徒指導上の諸問題に対しては、学校だけではなく、関係諸機関との緊密な連携を図りながら毅然たる態度で指導に当たることなど、管内の302名のすべての教職員が共通認識、共通行動がとれるよう協議をいたしました。

〔48番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

大変丁寧に御回答いただきましてありがとうございました。

それでは、一つずつもう一度お尋ねしたいと思います。

第1の問題につきまして、金額的には各団体ほぼ同額の予算を組んだ、このように御報告をいただいておりますが、なれないせいもありまして、各団体の責任者の方は大変困っておられるという。例えば老人会の方でも、何となく冷たくなったということとか、あるいはこれまでは書類のコピーなども役所で頼めばやってもらえたのに今はやってもらえないとか、そういう細かいことに悩んでおられますので、ぜひその点についても対応していただきたいということが一つ。さらに、今後もこの方向で進めていっていただきたいと思います。

その中で一つだけ、食生活改善に取り組んでおられる団体が、これまで町村のときにはあったと思いますが、市になったら解散をされた、あるいは取りやめられたということを知っておりますが、その点はどうなっているのか、1番の問題についてもう一回お尋ねをいたします。

二つ目の問題について、教育長に御答弁をいただきました。大変本巢市の教育は進んでいるというふうに私は思います。

その意味で、まず子供のサインの発見ということもおっしゃいましたが、これは大変大切ではないかと思えます。埼玉県でしたか、中学生の子が飛びおり自殺をしたという報道の中で、校長先生が、もう少し子供のサインを早く見つけていたらと大変後悔をしておられました。そういう意味で、細かい子供たちのサインを見逃さないために、現在の先生方の数で本当に十分目が行き届くのかどうかという点が1点心配がありますので、その点についての見解をお尋ねしたいということ

と、安全サポーターも本巢市になってから2名になったということでございますが、十分それで安全のための活動が賄えるかという2点をお尋ねをいたします。

それからもう1点だけお願いしたいのは、家庭教育学級、あるいは各自治会で行われるます青少年育成のいろいろな会議に出てこられない親の方たちに対して、何か手だてをとっていらっしゃるか。特に社会教育の分野だと思いますが、その3点についてもう一度御答弁をいただければありがたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長（中村 節君）

ではここで、御質問にお答え申し上げます。

食生活改善協議会につきましては、旧の真正町の中で組織として、女性の協議会ということで立ち上げられたものでございます。これにつきましては、合併協議会の中で真正町だけでございましたので協議に上がっておらない、そういうことがございましたので、今後、本巢市として検討してまいりたいと、そんなつもりを考えております。

議長（村瀬 治君）

教育長、答弁。

教育長（高橋茂徳君）

三島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

教職員の定数の問題、あるいはサポーターの数の問題等でございますが、ここまでできたら完璧だという状況ではないと思います。しかし、私たちは、今のこの体制の中で、今のこの人数の中で最善を尽くしていきたいと考えております。もう1点、出てこられない親の教育、親への働きかけに関してでございますけれども、すべての親に意識の啓発を図っていきたい。しかし、さまざまな事情で出てこられない親もいると思います。そういう親に対しまして、できる限りのサポートをし、あるいは働きかけを、各学校のそれぞれの実情に応じて、あるいは地域の実情に応じて、これも精いっぱい対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔48番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

まず第1の問題について、今、食生活改善協議会は真正町しかなかったとおっしゃいましたが、そうではないと思います。たしか糸貫町にもあったし、本巢町にもありませんでしたか。実は旧真正町の人ではない方から、なくなったので大変おかしいという御意見をいただいたので、もう一度確認をしていただきたいのと、ぜひ本巢市として、大事な活動ですので、復活を目指して検討いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

それから二つ目の問題につきましては、現在の中で十分活動をしていただくという気持ちは大変

ありがたいのですが、やはり出てこれない親というのはそれなりに問題があると思いますし、私も子育てをした経験から、自分の子供に問題があるとなかなか相談に行きにくいという心の負担があります。そういう点で、できたら常時相談をできるような窓口もつくっていただけたらと思いますので、これは御要望を申し上げておきます。一つ目だけお答えをいただきたい。それで終わります。

議長（村瀬 治君）

健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長（中村 節君）

大変申しわけございませんでした。たまたま私、合併協の中で、この保健の方へ入ってございましたので、大変申しわけございません。

先ほど言いましたとおり、やはり本巢市として今後考えていくつもりでございますので、よろしくお願いします。

48番（三島智恵子君）

終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

46番（鵜飼静雄君）

それでは5点について順次質問をいたします。

第1番目は、今後の財政運営の見通しについてということであります。財政問題については何人かから質問がありましたけれども、私はちょっと違った観点からお伺いしたいというふうに思います。

合併して5ヵ月目になりますが、我々議員として特に留意していかなければならないというふうに考えておりますのは、合併するに当たって、住民に対してさまざまな約束事がなされてきています。そうしたことがきちんと守られていくかどうか、このことが非常に重要だというふうに考えています。

本巢市誕生以前に、多くのところで合併がございましたけれども、そうしたところの幾つかの例を見てみると、合併して1年、あるいは2年するともう約束をどっかへほってしまって、どんどんサービスを後退させていくという例が残念ながら生まれています。そうならないように留意しながらやっていかないかというふうに思っています。そういう観点から、この財政の問題を今回質問をしたいというふうに思います。

今申し上げましたように、合併に当たって、いろいろな資料も我々、あるいは住民にも出されています。その中で、新市の財政計画というのでも出されています。新市の財政計画16年度の分を見ますと、一般会計で総額162億9,400万円、今年度の今回出されております予算が162億5,000万で、おおむね同じような数字が出てきています。けれども、内容的に見ると重要な問題があるのではないかというふうに思います。例えば地方交付税については、財政計画と比べると約10億円減っ

ています。その一方、繰入金は財政計画と比べると14億 9,000万ふえています。総額は一緒だけれども、収入が減っているという中で考えてみれば、普通でいえば収入が減ればその分歳出・支出の方でどこか減るんだろうというふうに思いますが、支出も基本的に同じような数字が当然上がっているわけですね。このように、今後16年度だけでなく、ずっと歳入の減少が続く危険性が、今残念ながら国の姿勢を見ているとあるわけであります。

そういう中で2点お伺いしたいと思います。

一つは、今回の予算編成を通して財政計画で示された10年間の財政運営の見通しをどのように考えているかということであります。1点だけつけ加えておきますと、新市の財政計画をつくるに当たっての参考資料がありまして、その中で、基金の問題についてこのように述べてあります。平成16年度から平成25年度までは余裕財源が生じることから、基金への積立が可能となるというふうに言っています。ということで、財政計画では繰入金が3億 2,800万円ということになっておったわけですが、先ほど申し上げたように、今年度予算では18億 2,000万円ということで、非常に大きな開きが出てきています。そうしたこともしっかり見据えながら、今後の財政見通しについて考えてほしいと、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

二つ目は、先ほど申し上げたように、合併に当たって、住民にはサービスや福祉の水準を下げないということを約束をしてきています。これは、執行部、そして我々にとっても真正な義務だと考えています。この約束を守るためには、合併前に各町村で計画されていた事業をそのまま寄せ集めて足してやっていくというやり方ではなく、一つ一つ吟味して、もちろん住民に約束してある、あるいは合併協議で合意したことですから、なしにするということはいませんが、必要な見直しは図っていく必要があるんじゃないかというふうに思います。例えば、これは市長が先日の答弁の中で述べられたように、期間を延長するとか、あるいは規模を考え直すとか、いろんな形での見直しは、それはそれで必要ではないかというふうに思います。そうしたことをやりながら、やっぱり住民に対するサービス、福祉の水準を守るという約束を果たしていく必要があるというふうに考えておりますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

2番目は、市民活動への支援制度の制定をということであります。

市になりまして、県内のよその市でこうした市民活動への支援がどのようになされているかということ調べてみますと、多くのところでNPO法人など市民活動へのさまざまな支援制度が確立しています。その目的について、基本的にどこでも大差はありませんけれども、その中の例えば可児市のまちづくり活動助成事業というのを見ますと、その目的は、市民参加のまちづくりを推進し、市民と行政の協働によるまちづくりを展開することというふうなうたっています。

本巣市においても、新市の建設計画の中で「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」という項がございますが、その中の行政と住民が協働するまちの主要事業の第1番目にボランティア活動、NPOの育成支援というのを上げています。その具体化の一つとして、支援制度を早期に制定していく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

3番目ですが、合併に当たっての未調整事項への対応をどうするのかという点であります。

合併協議会で協議し、決定すべきことなのに、残念ながら協議されないまま、この間、一方的にそれを実施しようという状況が生まれておりました。本来ならば合併協議でなされるべきものを、意図的かどうかは別にしまして協議がなされなかったという状況があれば、それは合併までの間に、町村長会議で諮るとか、あるいはそれすらもまだできなかったとなれば、新市になってから改めて議会に諮って、そして決定して実施に移していくというのが当たり前のルールだろうというふうに考えておりますが、残念ながら、これまではなかなかそういうことがなされず、一方的に物事が進められていくという嫌いがございました。3月にも申し上げましたけど、もうそうした事例がないのかどうか、きちんと調べてほしいということをお願いしましたが、これまで幾つか明らかになったこと以外に、もうそうした未調整事項はないのかどうか、このことを明らかにし、またそれについてどう対応していくのかということについて見解を伺いたいと思います。

4番目ですが、借地についてであります。

予算を見ますと、多額の土地の借上料が計上されています。これについて、総面積と借上料の総額が幾らになるのか示してほしいと思います。

それと2番目に、私は、原則的にはこうした用地については可能な限り買収をすべきだろうというふうに思っています。さまざまな事情で借地でなければならないところもあるでしょうし、そのことについては認めているわけですが、原則的にはやっぱり買収をすべきだと。そのための努力をすべきだろうというふうに思っていますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

5番目ですが、財団法人の運営についてお伺いをいたします。特に織部の里、あるいはN E O桜交流ランドの件についてお伺いしたいと思います。

せんだって、事業報告書をいただきました。それを見ますと、例えば織部の里ですと、その役員、理事等は旧町村の人たちがなっている。顧問には元町長がなっているということで、基本的に旧本巢町の町長なり、助役なり、いろんな人たちが、いわば充て職的に理事になっている場合、あるいは住民から選ばれた人、関係者から選ばれた人がありますが、いずれにしても本巢市になった段階で、旧本巢町の織部の里ではないし、旧根尾村の桜交流ランドではないというふうに思います。特に今申し上げた二つについては、本巢市についても非常に基幹的な施設だろうというふうに思っています。であれば、役員も含めた体制全般について本巢市全体から考えていくべき段階に来ているのではないかとこのように考えています。その点についての市としての方針を伺いたいと思います。

もう1点は、その中で、根尾の桜交流ランドの利用状況、経営状況については報告がありましたように年々悪化してきている。それについて、対応・対策については書かれていますけれども、正直申し上げて、今上げられている対応をすれば経営改善なり、あるいは利用増が図られるんだらうかという不安なところがあります。これまでも旧根尾の議員の人たち、あるいは住民の方からN E O桜交流ランドの状況についていろいろな御意見を耳にしてきました。いろいろな言ってもなかなか改善されないという不満も聞いてまいりました。そうした中で、いろんな改善策らしきものが出

されていますけれども、本当にそれでいけるのかどうなのか、そのことはもっと幅広い大きな観点から、本巢市の問題としてもやっぱりとらえていく必要があるのではないかと思います。こうした問題についてもどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

以上5点です。よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

今後の財政運営の見通しについて、市民活動への支援制度について、この2点につきまして市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員の今後の財政運営の見通しにつきましての御質問に対しまして、まずお答えを申し上げます。

新市建設計画におきます財政計画につきましては、御説明にもございましたが、平成16年度から25年度までの10年間の財政運営を指針としております。歳入歳出の各項目につきまして、過去の実績を勘案し、ベースは13年度にしておるところで算定しているわけでございます。

御存じのように、その後、公庫補助負担金の改革とか、税源移譲とか、交付税の削減等々がありました。これは、三位一体改革が16年度から始まったということでもございましたが、その内容につきましては大変地方にとって厳しいものでございまして、税源は移譲が少ない、逆に補助金やら交付税を大幅にカットしたということで、当初私もがこの新市建設計画を策定してまいった時点と大きく様子が変わってまいったところでもございまして、これは全国的に大きな批判を受けまして、先日、麻生プランということで皆様に御披露いたしましたように、国自身も大変遺憾であったということで、反省の上に立って、17年度からはその辺の是正をしていこうと、こういう形になっているところでございます。そういうことで、合併前の財政計画策定時に比べまして財政環境が大変大きく相違したということに起因するものでございます。そのような中で、議員御指摘のように、新市建設計画での財政計画と今回の予算との総額には変わりありませんが、内容で相違した項目が出てきたということでございます。

合併の初年度でございますし、また継続事業等々もたくさんございまして、それらも補完していかないかんという形で今回の予算編成になったわけでございます。

そうしたことがございまして、中で17年度以降につきましては、何とか国の三位一体改革を本当の改革になり、地方重視の改革になるような形で財源を確保するというのを念頭に置きまして、もう一度この財政計画を組み立てなきゃいかんということでございます。

これにつきましては、先日来御答弁を申し上げているところでございますが、まず中・長期計画を策定していかないかんわけでもございまして、その折には基本構想及び基本計画の下位計画にありまます実施計画と表裏一体をなした形で財政計画を定めてまいりたいと思う次第でございます。

今定例会に上程しております16年度の一般会計予算において、本巢市の総合計画を策定すべきということで予算も計上させていただいておりますので、御理解くださいますと、御議決をお願いしたいと思う次第でございます。

そういうことで、鋭意財政計画をやっぱり立てないと今度の見通しが立たないということでございますので、その面に力を入れて、将来のまず見通しを立ててまいりたいと思う次第でございます。

また、合併調整で行いましたサービス、あるいは福祉の水準を守るべきだという御発言でございます。厳しい財政事情にあります中で、中・長期財政計画の策定におきまして、先ほども議員がおっしゃいましたが、事業年度の配分の見直しですね。これはできるだけ均衡化できるようにしまして、それには事業の取捨選択ということを行わなきゃいかんと思うんですが、十分そういうことを行いながら、かつまた健全財政も維持していかなきゃいかんわけですし、そうした中で、市民の皆様と協議してまいりましたサービスとか福祉の水準というものを守ることを基本にして、今後の財政計画も立てていかないかんですし、そういう運営をしていかないかと、このように思っておる次第でございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、市民活動への支援制度の制定についてでございますが、地方分権の進展によりまして、地方自治体独自のまちづくりへの取り組みが重要となってまいっております。その進め方も、従来の行政主導のまちづくりから、行政と市民が役割を分担し、両者が両輪となって進めるまちづくりへと転換を図っていく必要があるかと存じます。

本業市となって、改めて行政と市民の関係を見詰め直してみますと、対等と協力の関係ということで、よりよいまちづくりの方向を見きわめまして、ともに協働していくことが重要ではなかろうかと思う次第でございます。行政との協働により進めるに当たりましては、市民の方に自主的・主体的な活動を展開していただけるよう、行政側として活動の機会や情報の提供など、活動しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があるかと存じます。新市建設計画におきましては、具体的には地域に根づいた組織であります自治会や地区のコミュニティーに対するさらなる支援活動や施設の充実を図りますとともに、福祉、環境、まちづくりなど社会的な課題に対しまして、より自主的・主体的な取り組みが期待できるボランティア活動とかNPOの育成にも努めてまいらなきゃいかんと、このように思う次第でございます。

議員御指摘のNPO等の育成に対する支援の考え方でございますが、これは県でも行っておられまして、健全な運営とか活動しやすい環境づくりを図りますために支援策が展開されているわけでございます。そうした中で、市といたしましては、NPOなどの市民活動は大変重要でございますが、これは、まずは県のそうした支援活動を補完できる支援策を模索していかないかんと存じますし、またNPOの活動というものは自主的・主体的活動という点がありまして、そういったことも配慮しながら対応していかなきゃいかんのではないかと思います。これは、市民の皆様、当然議会の皆様にも御理解いただける方策を検討してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

次に、合併に当たった未調整への対応について、借地について、この2点につきまして総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは鵜飼議員の3点目の、合併に当たっての未調整事項への対応についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

合併するに当たりましては、合併協議会で調整すべき事項と、それから事務レベルで調整すべき事項、二つに分けて、すべて4町村の事業を洗い出しを行いました。そして調整を行ってまいりました。この調整をもとに、2月から新市の事務事業を進めてまいったわけでございますけれども、議員御指摘のとおり、合併協議会において、当然にここで調整決定が必要と思われる事項が事務執行を行う上において出てきたわけでございますけれども、こうした事業につきましては、今までは特別委員会、議会の委員会等にお諮りをし、議会全体ということではないんですけれども、委員会にお諮りし、それぞれ決定をいただきながら事業を進めてきたということで、この部分について十分であったかどうかということは議論になるかと思っておりますけれども、議会にお諮りしながら進めてまいったわけでございます。けれども、今後、このような未整備事項ですけれども、各部課で、今後こういうことがないかどうかということも早速調査し、もしあるようなことがあれば、事業の内容を見まして判断した中で、今後議会に協議をお願いし、調整していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に2点目の、借地についての御質問でございますけれども、借地の総面積につきましては、総面積が69万 5,680平米でございます。年間の借上料が、予算と食い違ってきますけれども、6,816万 8,000円あります。というのは、年間の借上料でありますので多少若干の差異がございますけれども、これだけの借上料を払っているということでございます。

それから2点目の、原則的には可能な限り買収の方向で考えるべきではないかという御質問でございますけれども、これにつきましては、議員御指摘のとおり、土地の価格が低下しておりますので、当然取得するということがベターだと考えておりますけれども、やはりこれも売り手と買い手という思惑の相違がありまして、なかなか売り手の方は買収に応じてくれないのが今実態であるところでございます。しかし、そんな中で賃貸するというケースも多くなっているんですけれども、今後につきましては、やはり事業用地取得については、できるだけ交渉をして買収で考えていかなければならないというふうに考えております。また、現在、借地をしております土地につきましても、買収に応じていただけるということになれば、財政的に許す範囲内で買い取りを行ってまいりたいと考えております。

議長（村瀬 治君）

次に、財団法人の運営について産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、鵜飼議員の財団法人の運営についての御質問にお答えをいたします。

まず一つ目の御質問でございますが、道の駅「織部の里もとす」は旧本巣町が建設し、平成13年4月に財団法人織部の里もとすに管理運営を委託して開業。うすずみ温泉は旧根尾村の建設で、平成7年11月に財団法人NEO桜交流ランドに管理運営を委託して開業してまいっておるわけです。

それぞれ3年、9年経営してきたところでございます。両財団がこの運営に当たることは新市に引き継がれまして、さらに指定管理団体として運営を継続しているところでございます。

議員御発言のとおり、両施設とも本巢市の基幹施設でございます。いつまでも健全に運営が成り立つことが必要だと考えております。このことから、運営について全市的に考えることは検討課題と認識しております。今後の取り組みについて考えてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

次に二つ目の御質問、NEO交流ランドについてでございますが、根尾のうすずみ温泉も開業当初の平成7年から9年は、当時としては斬新で高級な温泉施設で根尾にできたとのことでございます。相当な繁盛ぶり、2年後にはホテルも建設し、宿泊事業にも手がけて営業してきた経緯がございます。9年経過した現在の利用者数は、3年目ごろ当時と比較してみますと3割ほど減少している状況でございます。そういうことから、今後の経営は非常に厳しいものとなると予想されるものであります。この原因といたしましては、景気の低迷、社会環境の変化、近場に他の温泉施設ができたことなどが考えられるわけでございます。

今後の経営改善対策といたしましては、立地関係は決して悪いわけではないというふうに思っております。入浴、宿泊、飲食料金などの見直しを図るとともに、郷土色豊かでお値打ちな食事が提供できるよう、また魅力ある郷土料理の研究・開発や、従業員教育による接客サービスの向上に努め、また営業面では、宿泊、日帰りとも団体客の集客に努めるなど、経営努力をするよう指導してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔46番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは再質問をいたします。

今回の質問は、基本的にはきょうこの場でどうこうという問題よりも、来年度に向けて、少なくとも秋までぐらいには方向づけをいろいろしてほしいという意味合いが強いので、9月に改めて具体的にさらに質問することになると思うので、そういうことも含めて若干再質問をいたします。

1番目は、あえて再質問をしなくても、特に先ほどの答弁の中で、サービスや福祉の水準を守ることを基本に財政計画を考えていくんだと言われたので、それはそれで結構です。

2番目のことですが、質問通告の中で、NPOなど市民活動への支援制度というふうに書いておきました。これを出した後に、私いろいろ勉強しておりますと、どうもこの書き方は必ずしも正確ではなかったなというふうに思ひまして、先ほどしゃべるときは、NPO法人などというふうに申し上げました。

正確を期すためにちょっと申し上げておきますと、NPOにどのような団体を含めるかということで、私はNPOといえばイコールNPO法人だというふうに思っておりましたけれども、どうもそうではないみたいで、NPOというのは、日本の場合ですよ、あくまでも。アメリカはもっと幅

広くて、日本の何倍かあるみたいですけども、その一つは、いわゆるNPO法にのっかって認証されたNPO法人と、もう一つは、法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体、これをあわせて日本の場合はNPOというんだというふうに物の本に書いてありました。

ということで、これまでも各地域のボランティア活動団体、あるいは市民活動団体に対していろんな形での行政としての支援なりをしてきたというふうに思います。この本巢市の中で、いわゆるNPO法人というのは、非常に数は少ないんですが、そういうNPO法人も生まれてきていると。そういう中で、岐阜県内の周りのいろんな市を見ていると、大垣も含めてそうした市民活動団体に対する支援制度が確立をされてきていると。県もいろんな形でこのNPO等、市民活動に対する対応をしてきておりますけれども、先日、県へ行って説明を聞いてまいりましたけれども、岐阜県のNPO等、そうした関連の施策については、個々のNPOをどうこうするというよりも、例えば本巢市、あるいはこの地域のNPOの底上げを図っていくとか、あるいは活動しやすい環境づくりをどう進めていくかという、もっと大枠の話を県としては取り組んでいく。そうした状況の中で、それぞれの地域で、あるいはそれぞれの市町村でこうした市民活動団体に対する具体的な助成を行っていくということが今は一般的ではないかというふうに思います。

ここに経済企画庁の市民活動団体等基本調査という、ちょっと古くて2000年度なんですけれども、そこで、それぞれの市民活動団体が行政に対してどんな支援を求めているかという一覧表がありますけれども、それを見ますと、活動に対する資金援助、これが69.7%、複数回答ですけども、先ほど市長の話の中にもありましたような活動しやすいということで、活動の場所の提供など、そうしたものが約50%、この二つが上位を占めています。そういう点では、先ほどの市長の答弁の中にあつた活動しやすい条件づくりをどういう形で援助するかということと、よその例を見ましても、資金的な面でどう活動支援をしていくか、その二つが主な柱になっていくんではないかと思います。それについては、少なくとも秋をめどに方向づけをしてほしいと思います。でないと、また来年、再来年というふうに順々に延びていってしまうんで、ぜひその辺の方向づけをしてほしいというふうに思います。

あくまでも大ざっぱな話でなくて、今、そしてこれまでも各町村で行ってきたことにさらにプラスして、それをどう具体化していくか、制度化していくかということだと思つて、それほど難しいことではないと思つてですね。そのあたりをできればもう一回、具体的に方向づけをお願いしたいというふうに思います。

3番目は、1点だけお伺いしておきますけれども、再調査を命じるということなんですが、その結果はいつまでに明確にしてもらえるのかということだけです。

4番目は結構です。

5番目について、特に5番目の二つ目にお伺いしましたNEO桜交流ランドの件についてでありますけれども、部長は正直言って、過去のかかわりが今までなかったんで十分熟知されていない部分があると思つて、これも次回までにいろんな形で調査しながら研究をしてほしいと思つてんですけども、私が今まで見聞きしてきた中で一番気になっているのは、営業が悪化するというか、利

用客が減ってきた原因はいろいろあるでしょう。先ほどの部長が言われたことで、それはそれでいいんですけども、そういう中で、じゃあどうしたらよりよい施設になっていくか、利用者がもっと来てもらえるかということについて、恐らく根尾の議会でもいろんな意見が出ておっただろうと思うんですね、住民からもいろんな意見が出ておっただろうと思うんです。でも、それが素直にそのまま財団法人の中できちんと受けとめられて論議されたかということ、そこが非常になかったような話をいろいろ耳にするので、だから、もっと周りの声を謙虚に受けとめる必要があるし、そういった声も行政として、指定管理者として指名しているわけですから、行政としてもきちんと指導していく必要があるんじゃないかというふうに考えています。そのあたりを部長の方でもさらに内容を詰めて、いろんな方向づけ、それと周りのいろんな声を含めて考えていってほしいと。そうしないと、うたい文句をいろいろ言ってもなかなか改善ができていかんのではないかという気がしています。そのあたりについてのお考えがあればもう一回お伺いしたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

NPO等の支援について市長答弁。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員のNPOに関する御質問に対しましてお答えをいたします。

NPOの性格につきましても、法人格、あるいは法人のないNPO等々あるという話がございました。

私も、そのNPO等の市民活動に対して、どこまで支援するべきかといったことにつきましていろいろ検討もしてまいりました。そのNPOの性格によっては、行政と対等の立場にあるということでありまして、意見が合って一緒にやっこうと、両輪のようにやっこうという場合と、対等の立場ですから若干違った方向へ行く場合もあろうかと思えます。そういったこともありますので、必ずしも行政と合わないNPO等に対しまして、例えば助成金を出すとかということで気持ちを略取するというのか、スポイルするというのか、そういうことをしてもいかなのじゃないかということもありますので、どこまで対応していったらいいかということについて十分検討していかないかと思いましたが、今議員の方からは、活動の底上げとか場づくりとかいう具体的なお話もいただいたわけございまして、本当に参考にしてまいりたいと思う次第でございます。

県下でも、NPO市民活動に対する支援で、実際行っているのは市だけで、それも五つぐらいあります。その市も財政力の高いところばかりでございますので、あと旧来の市の中で8市か9市が対応してみえないという感じですので、何かあるのかなというふうにも思っておりまして、その辺のところも十分精査をして対応してかなきゃいかんなど、このように思っているところでございます。

私どもは、市民と協働するまちづくりを掲げさせていただいておりますし、時代はそういう時代でございますので、市民の皆様のNPOとか、あるいはボランティア活動等、力添えをいただけるように指導して、何をすべきかということも十分踏まえながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（村瀬 治君）

次に、合併未調整事項の再調査につきまして、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

合併の未調整事項の洗い出しの件でございますけれども、9月をめどに調査をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

もう一つ、根尾の桜交流ランドについて産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

経営向上のために、関係者と調整機会を設けて検討してみたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔46番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

ちょっとくどいですが、NPOの関係だけ、もう一言だけ申し上げておきたいと思いますが、岐阜県下では先ほど5市というふうに言われました。全国的に見れば多くのところで実際にそうした支援制度を確立してきているわけですから、そうした経験に学んでいくことが必要だし、岐阜県内で新しくできた市については、まだほとんどそういったとこまで目が行っていないというのが実態ですね。そういう意味では、旧来の市の中で考えれば、半分の市がやっているというふうには言えるわけですから、いずれにしても、市長も言われたように、新市の建設計画の主要な施策にもなっておるわけですね。その具現化ですから、建設計画でも先延ばしできないものと、やろうと思えばすぐできるものとあるわけですね。岐阜県下のいろんな例を見てみますと、財政的にはそんなにかかるわけではないんで、やろうと思えばもう来年度からできるだろうというふうに私は思うんです。だから、それに向けて研究・調査をしてほしいと思いますが、その点だけ最後にお伺いして終わります。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

ただいまの御質問に対しましてですが、そのような考えでおりますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

11時5分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午前10時50分 休憩

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は48人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 安藤次郎君の発言を許します。

はい、安藤君。

3番（安藤次郎君）

議長さんのお許しを受けましたので、2点ほど質問させていただきます。

第1点といたしましては、農業集落排水資源循環統合事業といたしまして処理場の建設でございますけれども、それをお願いしたいと思っております。

本地域は本業市南部でございますが、忘れがちになる位置的条件を抱えておりますが、今後、発展する可能性が十分ございます地域であると私は確信しております。そんな中であって、真正地区の7割に及ぶ1万人規模の全国有数の終末処理場施設の建設を受け入れ、地域住民の生活環境の向上と市の振興に寄与しようとしております。

最近、会合の中でこの秋ごろには処理場の工事が始まると聞いておりますが、処理場の本体が2メートルほどかさ上げをされるということをお前ちょっと聞きましたんですけれども、それほどのようなことであるかということを一週聞きたいと。そしてまた、周辺は農道であり、整備があまりされていないということでございますので、頻りに大型車両が通るといことになりまして道路が傷み、農作業の車が通行ができなく、困るのは地元の住民であると思っております。これから4年ほど工事がかかるという問題が出てくると思っておりますが、早い対応、改善がすぐできるかどうかということをお尋ねをしたいと思っております。今計画されている西部連絡道路の一部を、処理場に入るために道路を早急にでかしてほしいということでございまして、瑞穂市本田境から200メートルほど早急につくり、完全な道路で工事車両は一定のところから出入りするようお願いをしたいということでございます。地元あまり迷惑が掛からないように、大工事でございますので、お願いしたいと思っております。

2点目といたしまして水田の管理でございますが、今、荒れ放題の水田に草、また病虫害の管理が一度も、ここ10年くらいされていないところがございますので、その点、部長さんに聞きたいと思っております。今はセイタカアワダチソウ、悪い草が生い茂り、野鳥の遊び場、また繁殖場となっております。近くの田畑では、何をつくっても種をまいてもすぐとれないというようなことで、本当に困っておられます。秋になると、またその種が飛び散るといこと、その種がよい種ならいいですけれども、今のアワダチソウというのは風によって飛んでいくといこと、ございまして、これが秋、冬になりますと枯れて、その草が子供なんかによって放火でもされたといことになりまして、大火事になって大変心配でございます。

対策といたしましては、まずシルバーセンターさんに草刈りをお願いして、その必要経費は受益者に負担を求めるといこと、ございまして、他市町村では水田、畑、宅地の雑草はどのように処理をされておるかといことをお聞きしたいと思っております。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

農業集落排水資源循環統合事業、処理場の建設について、上下水道部長の答弁を求めます。

上下水道部長（林 賢一君）

安藤次郎議員の御質問にお答えします。

今、計画をされております西部連絡道路を、瑞穂市の境から処理場の南側道路まで 200メートルほどを早期につくり、処理場の資材搬入道路として利用できないかとの質問でございますが、西部連絡道路につきましては今年度、瑞穂市の境から北へと真正地区内の用地取得を行い、来年度から工事を行う計画となっております。

処理場建設につきましては、この秋より着工予定としておりますので、当該部分についての道路改良工事につきましては間に合わないため、下水道課といたしましては用地がお借りできれば拡幅して、資材搬入用道路として利用していきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

次に水田管理について、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

2 番目の水田の管理についての御質問にお答えいたします。

先日、1 番 安藤議員、また 9 番 浅野議員さんからの耕作放棄水田、また管理放棄地についての御質問にお答えいたしましたように、耕作放棄水田につきましては産業建設部農政課にて利用増進、農地流動化等、諸施策を講じていますが、十分な対応ができず、不適正な管理状態になっている土地につきましては、本巢市きれいなまちづくり条例において、土地または建物を占有し、または管理する者は、雑草等の繁茂の防止を行い、管理する土地及び建物、並びにその周辺を常に清潔及び安全に保つよう努めなければならないと定めております。4月に設置いたしました環境監視員等の通報によりまして現地確認を実施いたし、土地の占有者、管理者に対して雑草等を速やかに除去するよう勧告、命令、公表できることになっておりますので、これを根拠に、耕作放棄水田につきましても農政課と連絡、連携を図り、指導してまいりたいと考えております。御理解いただきたいと思っております。

議長（村瀬 治君）

3 番 安藤君、よろしいですか。

〔 3 番議員挙手 〕

はい、安藤君。

3 番（安藤次郎君）

先ほども申しましたように、工事をされますと住宅近くは道路が狭く、騒音また砂ぼこりと、大型車両が通れば渋滞で困り、地域は生活道路であり、迷惑をかけないようにお願いをしたいということでございます。そして、問題が起きたときの解決方法といたしまして、市の担当者、そして自治会と何度でも会合をして進めていくことが一番の大事なことで、市はどのように思っておられる

か、それをお聞きしたいです。

議長（村瀬 治君）

上下水道部長、答弁。

上下水道部長（林 賢一君）

地元の自治会とは十分相談をさせていただきまして、問題が起きた場合につきましては、当然その解決に向けて努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（村瀬 治君）

3 番 安藤君。

3 番（安藤次郎君）

水田管理でございますけれども、この土地は他町村のお方の土地でございます、景気のよいときに投資を目的に買われた土地だと思いますけど、そのような方が持っておられた場合には管理はなかなかできないと思っておりますので、もう少し市で強制力を持って刈り取りなんかして、必要経費を請求できるくらいの条例をつくっていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお聞きいたします。

議長（村瀬 治君）

要望ですか。

3 番（安藤次郎君）

はい。

議長（村瀬 治君）

続きまして、29番 竹中光夫君の発言を許します。

はい、竹中君。

29 番（竹中光夫君）

議長のお許しを得ましたので、3点について質問させていただきます。

一つ、質問する前にお断りしたいと思います。

皆さんに配られております一般質問通告書の質問の要旨の第1行目ですが、住民1,000人当たり12人と書きましたが、この数字は議員を入れた数で私は書きましたもので、よく調べてみましたら他町村が議員は入れていないということでありますので10.74と訂正をお願いしたいと思います。

では、1番目の質問として、当市の職員数は他市に比べ特に多いが、今後どのような方策で削減していられるのかお伺いしたいと思います。

国家財政は年々厳しくなり、当市に対する16年度地方交付金及び国庫補助金が大幅に減額されております。この収入減に対応するには、行財政改革は必然の策であります。その行政改革の中でも、人の有効活用は特に重要であります。

そこで最初に考えるべきは、現在49名いる我々議員を減らすべきであるとも考えます。が、我々議員の任期はあと1年そこそこで、その人数の減少は確定しております。そして、合併により本業

市となった今現在、我々議員はよりよい本巢市をつくるために努力中であります。まだまだ勉強すべきことが多くありますので、議員の任期については、いましばらく御猶予をいただき、質問させていただきます。

現在、当市の一般・特別行政職員数は 374名と私は計算させてもらいました。住民 1,000人当たりの職員数は 10.74人となると算出いたしました。これを近隣の他市と比較いたしました。瑞穂市が住民 1,000人当たり7.21人、羽島市が6.26人、岐阜市が7.40人、美濃市が8.33人、全国で最低は福岡県の春日市の3.84人であります。この資料につきましては、「日経グローバル」ナンバー5の記事より利用させていただいておりますので、つけ加えておきます。

この数字を見ると、当市職員数がいかに多く、非効率な働きであるかがうかがえます。行政改革の第一として、職員の有効配置と職員の削減をするべきであると考えられるが、その方策を今後どのように考えられるのか、お伺いしたいと思います。

具体的に1番目に、現在、市内LANとか、その他IT投資がいろいろされておりますが、この投資により、今後どの程度、人員が削減できるか。2番目に、今後、民間委託により効率化を図れる業務はないか。3番目に、組織の見直しや臨時職員の配置で職員の削減をできるものはないか。そして4番目に、来年度の新規雇用をどのように考えるのか。最後に、今年度の人員削減計画はあるのかないのか。また、3年後の住民 1,000人当たりの職員数をどの程度まで引き下げられるのか、お伺いしたいと思います。

つけ加えて一つ、現在の臨時職員数は本巢市全体で何人いるのか、そして1年前と比べてどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

2番目に、法定外税として、砂利採取税と一般廃棄物と、その加工品保有税を導入できないか、お伺いしたいと思います。

自治体の課税自主権強化に道を開いた地方分権法が2000年4月に施行され、自治体が条例に基づき独自に課税する法定外税が許されております。現在、この独自の課税を導入している例として、多治見市が一般廃棄物埋立税、京都府城陽市が山砂利採取税を導入しております。当市も入湯税を導入していると思いますね。そこで、当市としても常日ごろから困惑している砂利採取及び一般廃棄物の放置と所有に対し、法定外税として砂利採取税、一般廃棄物埋立税、そして一般廃棄物とその加工品保有税を導入することを考えられないか。砂利採取または一般廃棄物保有等に起因する公害対策として考慮すべきであり、また住民福祉の向上に充当も可能となるので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

3番目に、旧席田地区の調整区域による開発規制を廃止するために、今後どのような段取りで要望していかれるのか、お聞きしたいと思います。

現在、本巢市のほとんどは農業振興地域で、都市計画は制定されていない状況であります。例外として、旧糸貫の席田地区のみが岐阜都市計画区域に編入され、一部の市街化区域を除き、席田地区のほとんどが市街化調整区域となっております。今後、本巢市が発展していくためには、本巢市の中心地にあるこの席田地区の開発規制を廃止し、企業誘致や住宅開発を積極的に進め、地域振

興を図る必要があります。そのために、旧糸貫のときから私はその方策を立てていただくようお願いしてきたところでありますが、その具体的な活動が一向に見られません。今後どのような段取りでこの規制廃止を要望していくのがよいか、お伺いしたいと思います。

以上3点について、お願いいたします。

議長（村瀬 治君）

当市の職員数の削減について、参与兼合併プロジェクト室長の答弁を求めます。

はい、新谷君。

参与兼合併プロジェクト室長（新谷哲也君）

まず最初に、私の初めての議会答弁がこの本巢市でその機会をいただきましたことにつきまして、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、竹中議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員数につきましては、適正な定員管理のもと検討されるべきものでありまして、今回、市となりまして福祉面などで新たな業務もふえてきております。また、年々増します新しい行政課題、少子化対策等ございますが、こういうような形での業務が増加しておりまして、こういうような増加する業務も踏まえた中で、全体的な業務の中で調整されていくというものと、その結果、職員の抑制、削減につなげていくものと考えております。

最初に、職員数の比較を御指摘をいただきましてお答えさせていただきますが、議員御指摘の通り、本市の4月1日現在の職員につきましては、常勤の特別職、これは市長から教育長までございますが、合わせて374名でございます。これをほかの市との比較ということで数字をいただきましたが、こちらでも把握できるところでその比較を申し上げたいと思います。

まず、常勤につきましてはどこも4人見えますので、これを除きまして、一般職員数との比較、しかも比較がしやすいよう、それは市によって病院を持っていたり、消防を単独でやっていたり、いろいろしておりますので、一般行政部門と教育委員会部門、この職員数の比較で申し上げたいと思います。本市でいきますと、公営企業の部分がそこから除かれますが、若干1人当たりの人口が全体的に小さくなりますが、御容赦願いたいと思います。このような形で1,000人当たり本市をはじき出しますと9.7人でございます。これは議員御指摘のように、瑞穂市の7.0人に比べ多いわけですが、これは瑞穂市と地域特性を異にするところの差もあるかと思えます。それと、既存の市と比較ということではなくて合併した市と比較させていただきますと、山県市におきましては11.0人、飛騨市においては11.3人、郡上市においては13.4人、下呂市では12.9人で、うちも含めまして眺めますと、山間地を抱える市ほどその数字は大きくなっていくとうかがい知れるわけでございます。

また、定員モデルでの比較でございます。この定員モデルは、類似した地方自治体のです。人口規模の状況から平均した一般行政職員の数を算出した国のモデル数でございますが、私どもの市は、類似した自治体と申しますと、背後に山間部を抱えた市と、その入り口に当たる市というような地域性がありまして、そういうような団体と比較しますと、これは15年度に私ども合併協議会で

はじき出ささせていただいておりますが、県の意見から言いますと若干削減する余地がある程度と聞いております。結構、合併しますとかなり職員数が、これは構成市町村の数にもよりますが、ふえていく中で、合併しても既存の類似した市と比べると若干減らす余地がある程度というような県の意見があるところがございます、このように合併をしても職員数が過大とならないのは、旧4町村の段階で職員数が切り詰められていた結果だと考えております。

そういうわけで、では職員数に手をつけなくていいかというわけではございませんでして、また順次お答えさせていただきますが、まず個別に、事務のIT化による職員の削減効果についてでございますが、事務のIT化につきましては公務能率を高める有効な手段であることから、合併前の4町村でも十分に取り入れられていたところがございます。確かに、ITの活用により事務の効率化が高められることは職員の手間が減りまして、ひいては職員数の削減にもつながるということでございますが、このITの導入による効果につきましては、そのIT導入の歩調と合わせて、ある程度の期間を要しながらその効果が発揮されると思われまして、そういうのは退職者に対する採用職員の割合、10人やめたら何人採るかという中で職員の削減を考えていくということになるかと思っております。

次に民間委託についてでございますが、事務の民間委託を進めますことは、経費の節減とともに職員数の削減が図れる手段だとも考えます。従来から民間委託に移行する取り組みが旧4町村でなされておりますが、引き続き施設管理業務などの分野での委託を考えるに当たりましてはメリット、経費節減効果、行政効率、半面デメリット、行政サービスの低下等を図りながら、委託することが効率的等々で有効と認められるものから、順次委託して進めていきたいと考えております。

次に行政組織の見直し等につきまして、再三答弁でもございますが、まだ合併して4ヵ月、間もないということで、早期の取り組みは困難でございますが、できる限り早い段階で事務事業評価を行いまして、その結果に基づき事務事業の見直しに取り組みまして、その中で適正な職員数の見きわめを行っていききたいと考えております。

次に職員数と職員採用についてでございます。

将来にわたって、職員採用というのは年齢構成を平準化するために必要なことでございますので、退職者の補充は基本でございますが、退職者に対する採用の割合を7割以内に抑えていきたいと考えております。市町村建設計画の財政計画におきましては8割という形で設定しまして、その削減効果も市民の方にも示しておりますが、より厳しい財政事情に対応して臨むということ、さらに一歩進んでという形で7割以内に抑えてまいりたいと思っております。この考えによりまして17年度採用数を検討しますと、退職予定者が6名ございますが、現在のところ3名の採用で考えております。

もう一つ加えましたので、最後一個手前の質問でございますが、3年後まで含めた職員数でございますが、3年後、つまり平成18年度までの見込みは今のところ17名でございますが、採用を7割とした場合は職員数が365名程度に、まだ大きく削減という数字には至りませんが、その後、四、五年後になりますと、今の予定では37名の退職者も出るということで、しばらく2けた台というこ

とで多くの退職者が想定できますので、職員の数はそのだけでも確実に減少していくというところでございます。

いずれにしましても、議員御指摘の組織機構改革や公務能率の向上、民間委託への移行という数々いろんな職員の削減手法について御指摘いただきましたが、これにつきましては的確な方法とこちらでも考えております。そこで、今後策定します定員管理適正化計画の中で、行政サービスを維持しながら、また新たな行政課題とか市民の多様性、高度化、高まる行政需要にも対応できる、また対応していかなければいけませんので、どれだけの職員数でどのように職員配置することにより市民に評価される行政運営が展開できるのか、積極的に研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

それと、最後に御質問に追加いただきました臨採での数でございますが、臨採と言われましても非常勤特別職の方と、あとは日々雇用という形で、職員以外の雇用をこういう2種類の形態で採用させていただいておりまして、これも数という形で統計をとりますと、ある程度の時間を働いてみえる方ということで、社会保険加入者、少なくとも1日6時間以上それから月4分の3の勤務日というところで、職員に比べてですね、とらえますと現在175名おります。これは例えば合併前に比べまして、介護認定調査員の方につきましては、前は町村によりましては社会協議会に委託というところもございましたが、そういうのもすべて市の業務ということで市の職員に入れておりますので、具体的な旧4町村段階の数との比較というのは、それぞれ勤務条件、日々のか非常勤なのか、はたまた日何時間とか、1週間何時間というのがさまざまございまして、今回問いさせていただきましたので、市となりまして新たにふえた要素はございますが、具体的に前の数字との比較がそういう形で把握しておりませんので、その数につきましては控えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上によりまして、私の最初の答弁となりましたが、十分意を尽くせなかったかと思いますが、御清聴ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

次に砂利採取税と一般廃棄物とその加工品の保有税の導入について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、竹中議員の法定外税としての砂利採取税と、一般廃棄物とその加工品保有税の導入をできないかという質問に対して、お答えをさせていただきます。

地方税法の5条の3項によりまして、市町村は特に定めてある税のほかに、別に税目を起こして普通税を課することができるかとされております。また、同法の7項には、市町村は目的税が別に税目を起こして目的税を課することができるかとされておるわけでございます。こうしたことにつきましても、地方税法の669条あるいは731条で、それぞれ法定外税を新設しようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に協議をし、その同意を得なければならないとされているわけでございます。原則的には課税客体の賦存状況、あるいは財政需要の有無、あるいは課税の公平あるいは中

立、簡索性、納税者を含む関係者への十分な説明等の適正な手続が必要となるわけでございます。

議員の発案されております公害対策としての観点からの法定外税の創設は、非常に困難が伴うと考えております。特に公害対策につきましては、国・県等、関係機関の協力を得ながら適正な行政指導を行っていただくという必要があると思います。税で考えるということではなくて、やはり公害対策は別の段階で考えていくべきと考えます。今後とも御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

次に、席田地区の市街化調整区域による開発規制について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

竹中議員の御質問にお答えします。

先ほど議員からお話ございましたように、都市計画区域は旧糸貫町に決定されております。それは、樽見鉄道が走っておりますが、樽見鉄道から東が都市計画区域になってございます。そのうち、市街化区域と市街化調整区域に区分されておるわけでございます。議員御質問の席田地区におきましては市街化調整区域となっております。開発の規制がかかってございます。これを廃止するということは、すなわち都市計画区域の市街化調整区域の見直しを図ることしか方法がないと考えます。そこで、本巣市のまちづくりといたしまして、地域の特性と総合計画及び国土利用計画とも連携しつつ、区域の区分、線引きの見直しについて総合的に考え、まとめた上で、この都市計画区域が広域となっております岐阜地域の都市計画区域で構成しております岐阜都市計画協議会及び県とも協議し、調整していくこととなりますのでよろしくお願いをいたします。

〔29番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

ただいま、人員削減計画についてお答えいただきました。

いろいろと難しい面はあるかとは思いますが、現在の本巣市の財政状況からして、今後、住民の要望をいろいろと抑制していかなければならない。住民に対して一方的に抑えるだけでは、住民は納得していかないと思います。住民の納得を得るためには、特別職、議員、一般職員が率先して効率的な活動をすべきであると考えます。そこで、我々議員は49名を半分以下にすることを決めています。一般職員についても、効率的な活動により、ぜひ削減を考えていただきたいと思います。また特別職についても、どうしても必要なものかどうか考えるべきだと思います。人員削減は非常に困難なこととは理解できますが、ここは市長の英断にまつところであります。

これらのことを踏まえて、市長にお伺いしたいと思います。

これから市長は職員を削減していく方針でおられるのかどうか。3年後に住民1,000人当たりの職員数を何人までに引き下げられるか、具体的に人数をお聞きしたいと思います。例えば、合併中途は確かに多いかとは思いますが、よく似た環境にある美濃市でさえ8.33人になっております。そ

れも踏まえて考えていただきたいと思います。

2番目に、一般廃棄物の埋立税とか保有税というのは大変困難なことだと言われましたが、現実には多治見市は一般廃棄物埋立税を取り入れております。京都府の城陽市は砂利採取税を取り入れております。これらのことを考えて、本市としてもできないかということを質問したんであります。困難だという答えではあまり答えにならないと思います。

それから、せんだって環境対策特別委員会の臼井委員長が報告された事業の問題もあり、また先日、長谷川議員が新しい問題を提起されております。これらの解決のためにこの税金が利用できないか、いま一度お伺いしたいと思います。

3番目の問題ですが、市街化調整区域は県と何かということで、先回と同じような答えをまたもらいました。何をやるのかということが私が聞きたかったんです。

例えばこういう例があります。市街化調整区域地内の開発規制廃止のため、滋賀県甲賀町議会が県に意見書をことし2月に提出しています。また、同じ滋賀県の米原町議会が、3月15日に議員提案を採択しております。本市としても、そうした具体的な活動をすべきであると考えます。その他の活動を含めて、市長の見解をお願いします。以上です。

議長（村瀬 治君）

職員の削減経過についてと市街化調整区域の見直しについて、この2点について市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

竹中議員の再質問についてお答えをいたします。

議員の御質問を聞いておまして、何だと思ふときがあるんですが、字はそういうふうに書いてあるんですが、「ショウゲン」と言われるものですから、職員の「ショウゲン」とは何だと、こう思ふんですが、「サクゲン」、「削」で字は正しいんですが、読み方が違うもので何だと思ふんですが、その点は正しく御質問をお願いしたいと思います。

趣旨はわかりますので申し上げますけれども、御存じのように職員は地方公務員法で身分の保障がされているわけでして、これを途中で定年前に強制的に削減するとなりますと、不服審査なんか申し出がありまして、私ども執行部が負けるということになりますので、首は切れないわけなんです。ですから、先ほども申しておりますように、退職者の不補充の形で人員を整理していこうと申しておるわけでございまして、ですから退職者の削減に合わせて徐々に減らしていくということで御理解をお願いしたいと思います。その目標につきましては、恐らく、恵那市が8.6人ほどになっておりますので、類似の市でございまして、その辺ぐらいいまでは目標を持っていかにかんかん、このように思っている次第でございます。

それから、市街化調整区域の問題につきましては、糸貫町時代の議会でもいろいろ議論がありました。これにつきましては、市になりましたら市として都市計画を独自にすることができるといってございまして、町時代も申しましたように、市になって岐阜都計から外れなきやいかんわけですね。その辺につきましても既に県庁の方とは調整しておまして、そうすることができると

言っておりますので、手続をとっているということでございます。これは5年に1回見直しがあるわけですし、昨年度行われまして1年今たったところですから、4年先の見直しにこれをかけていくということですが、事務的には当然準備を進めてきまして、その時に合うように対処してまいりたいということで、まずは独自の都市計画をしくということにつきまして考えてまいりたいと思いますし、議員の皆様にも情報を開示しながら、同じ目線で考えていきまして、私どもの市内の土地が利用しやすいように持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（村瀬 治君）

一般廃棄物の保有税について、いま一度総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

竹中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員が申されております一般廃棄物というのはどういうものかということとはちょっと理解できませんけれども、前回の議会の際にも川村議員の方から住友セメントの関係で御質問がございました。それとあわせまして、先ほども課税客体の賦存の状況ということをお願いしたんですけれども、そういう中におきまして、やはり中間処理体系の状況のものを課税するとか、あるいは商品的なものを課税するということとはできないと承知をしておりますし、前回もやはり住友セメントで、よそから搬入されて焼却されるという部分については、法人税とかそういうものでいただくという形になっているという御答弁申し上げましたので、その点御理解いただきたいと思います。以上です。

〔29番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

いろいろとお答えしていただきまして、ありがとうございました。

もう一つだけ、砂利採取税についてのお答えがなかったように思うんですが、これは川村議員なんかの前質問されたことの補完になると思うんですが、その辺についてお答えいただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

はい、総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

砂利の採取税につきましては、これも全国的には非常に少ないわけでございますけれども、全くないということはないわけございまして、この点についてはもう少し私どもも研究をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開しますので、よろしくお願をいたします。

午前11時54分 休憩

議長（村瀬 治君）

大変、雨風が強くなってまいりまして、先ほどのニュースを見ておりますと根尾樽見で204ミリとかいうニュースがございました。

あと3名の通告をいただいておりますので、あと少しでございますが、よろしくお願いをしたいと思えます。

ただいまの出席議員は47名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは続きまして、15番 高木俊一君の発言を許します。

高木君、どうぞ。

15番（高木俊一君）

議長のお許しをいただきましたので、2点について執行部の御見解をお聞きいたします。

最初に、市政モニター設置についてでございますが、2月に合併いたしましたので、お手元の資料4月1日現在ということで調べたんですけど、5月1日現在で人口3万4,915、世帯数が1万560世帯と、基本台帳からちょっと拾ってきたんですけど、大きな市となりまして、市民生活を取り巻く生活環境は行政区域の拡大によりまして広範囲、多岐にわたりますので、それぞれの地域の問題、課題が多くなりまして、市民の意見が行政に反映されにくくなりました。そこで、市民の目線、立場に立っての広い意見、要望を聴取することができると私は思うんですけど、モニター制度の設置を設けて、市民からの提出された意見、提案、通報に対して有効、有益な事項について、行政で検討、反映されたいかがと思うんですが、ぜひ市民モニターの設置を望むものでございます。それについての御見解をよろしくお願ひします。

それと2点目でございますが、市政検証委員会の設置ということで、本市では行政改革実施計画施策に基づきまして、最少の経費で最大の効果を上げるために優先順位を決められ諸事業の推進を図って見えますが、その進捗状況について公正かつ中立的、第三者機動的な立場から検証が必要かと思えます。一般質問で初日、2日、きょうと、同僚議員が質問されております組織機構の見直し、人材育成の活用、財政の健全化、事業事業の見直し、補助金、地方分権、その他環境への配慮と、それとまた職員の定員、給与の見直しとか、午前中ありました鶴飼さんのNPOなどの促進等が質問されましたんですが、それぞれの取り組み状況の年度当初、まだ合併して数ヵ月しかたっていないんですが、来年度に行政の方で計画を立てられると思えますが、年度当初の計画、方針の実績に対して、年度末に検証結果と照らし合わせて、市民にその情報を提供され、行政事業について市民に理解してもらえたらどうかと思うんですが、この2点について担当部長、執行部の方の御見解をお伺ひいたします。

議長（村瀬 治君）

市政モニターの設置について、企画部長の答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、高木議員さんの第1点目の市政モニターの設置についてという御質問に対してお答えしたいと思います。

市政モニターにつきましては、議員のおっしゃるとおり、市民の意見を市政に取り入れる有効な手段でありまして、本市の建設計画にもありますように、自然と人が共生し、快適で心触れ合うまちづくりを目指していく上においては、市民の意見、また提言をお聞きするという事は非常に重要なことであると考えております。

現在、市におきましては、広聴事業といたしまして地域の座談会を開催するとともに、また自治会活動等を通じまして、こういう意見を聞いていくということになっております。

また、今年度につきましては、市のホームページを更新する中で、広く市民からの意見、提言、要望等をお聞きできるようなホームページを作成する予定でございます。これも市民の皆様から意見を聞くという方法においては非常に有効な手段であると考えておりますので、当分の間につきましてはこのような方法で実施していきたいと考えております。モニター等につきましてはまだ後ほどいろいろ考えていきますが、ホームページ等でやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

次に、行政検証委員会の設置について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは高木議員の行政検証委員の設置についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

合併前の各町村ごとに、それぞれ簡素で効率的、効果的な行政運営を行うために行政改革大綱がつくられておったわけでございます。新市におきましても、自然と人が共生し、快適で心触れ合うまちということで、まちづくりの将来像とした本巢市総合計画とあわせまして、地方分権型社会に対応した新しい行政改革大綱を策定する必要があるわけでございます。この大綱の策定に当たりましては、主役は市民であるということで、地方自治の原点に立ちまして、市民の代表から成る本巢市の行政改革推進委員会を設置しまして、積極的な意見をいただき、効果的、効率的な行政運営を行うための大綱を策定してまいりたいと考えておるわけでございます。

そこで、行政改革の取り組み状況、あるいは実施後の評価等を検証するための検証委員会を設置したらどうかという御提案があったわけでございますが、市としましてはさきに述べましたように、市民の代表から成る本巢市行政改革推進委員会において、提案から進行管理及び実施後の評価まで、この委員会でお願ひする予定を今しておるわけでございます。今のところ改めて検証委員会の設置ということは考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、15番 高木さん。

15番（高木俊一君）

市政モニターの設置についてでございますが、合併協議会席上におきまして、1地区、北部の根尾地区だけの審議会が設置されたんですが、それと同時に、自治会の開催が年間4回だということをお聞きしておるんですけど、それとはまた角度が違いまして、若年層、地域自治会の役員とは別の人の意見が、私の感覚では反映されないんじゃないかと。先日、長谷川議員が、文殊の森の一件ですね。不法投棄に対する、住民の告知によって行政がその事業をとめたという効果的な面があるんですけど、それは日常生活において悪い面でございますが、よき善行的な面もあった場合においても、一応こういう意見具申されたらどうかと思うんです。地域審議会も、地域の拡大による意見反映がされないということで施設されたとは私は解釈しているんですけど、全域的な、それに匹敵するとは言いませんけど、ひとつ設置をお願いしたいと思います。それについていかがか。

議長（村瀬 治君）

いま一度、企画部長、答弁。

企画部長（高橋武夫君）

再質問に対しましてお答えしますが、今ほど言いました自治会等の関係でございますが、こういう組織もございますので、こういう方からの要望活動も当然必要であると考えております。

それから若年層、若い方の市政に対する御意見につきまして、当然、我々行政としては吸い上げていく必要がございます。これにつきましては、先ほど言いましたようにホームページを今年度におきまして更新することになっております。若い方はほとんどのホームページ等やられると思います。そういうことで、これを中心に現在進めていきたいと思っておりますし、県政につきましては県政モニターという制度がございまして、県ではやっておられます。そのモニターの方の話を聞きますと、それをホームページの方へ載せられて県の方へ出されておるといようなことも聞いておりますし、こういうものがありますよということにつきましては、市の広報紙等で市民全員の方に啓蒙して行っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、15番 高木君。

15番（高木俊一君）

はい、どうもありがとうございます。ぜひ市民にわかるようにPRのほどを。ある人は知っていると、いろいろ情報機関を使えない人には情報が届いていないということで、ひとつまたPRの方もよろしくお願いします。

それと次、2点目ですけど、行政検証委員の設置ということで、開かれた行政を目指しての情報公開、提供を進めると。市民と協働の取り組みということで、ぜひその年度当初に計画された、合併されてまだ数ヶ月ですけど、来年度以降ですね、年度当初の、企業で言いましたら企業目標というか、それに対する諸施策に対しての年度末における結果を市民に公表されるよう努力していただきたいと思っておりますが、ひとつよろしくお願いします。早急というの一、二年ですね。この前、高橋秀和議員が言いましたけど、一、二年をひとつめどに御検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

続きまして、34番 宮川久夫君の発言を許します。

はい、宮川君。

34番（宮川久夫君）

議長より発言のお許しを得ましたので、2点ほど執行部にお尋ねをいたします。

まず1点目は、荒廃した森林についてを産業建設部長さんにお尋ねをいたします。

この前、6月14日に森林開発特別委員会の報告を申し上げましたが、その折に執行部の方から10名の方と、それから委員9名が旧本巢町、それから旧根尾村の林道並びに森林を視察しましたが、どこの山林も荒廃し、奥に入れるような状態ではありませんでした。特に平成13年から14年の2年続きの豪雪で被害に遭った旧根尾村の山林の谷川に倒れたり折れたりした樹木がそのままになっており、今のうちに除去しないと、集中豪雨とか台風などの洪水で2次災害のおそれも考えられます。旧根尾村においては、14年、15年と除去等の予算を計上していただきまして、森林組合並びに民間企業の方をお願いをしまして入り口の方の除去はしましたが、まだまだ奥の方はそのまま残っております。新市になりまして厳しい財政の中から予算が計上されておりますが、7、8、9と台風時期に向かっております。一日も早く除去していただけたらと思います。産業建設部長さんのお考えはいかがでしょうか。

また、林道については、これは要望でございますが、先日委員会に出してくださった資料によりますと、林道の路線数におきましては旧本巢町で15本、旧根尾村で25本、合計40本の林道が入っております。その路線の延長は、本巢町で2万7,430メートル、旧根尾村で7万236メートル、合計9万7,666メートルでございます。その中で、舗装済みの分が、本巢町で9,263、旧根尾村で5万1,152メートルと、合計6万414メートルが舗装済みとなっております。それで、舗装されていないところがまだ40%余りあるわけなんです。雨のたびに土砂が流れたり、また側溝に入ったりと、いろいろな災害が生じてまいりますので、どうかこの舗装をなるべく早くやっていただくよう、これは要望でございます。

それから2点目は、国民年金についてでございます。

このところ年金の未納、また未加入問題が取りざたされておりますが、本巢市においては未納、未加入のパーセントはどれくらいか。公開しても差し支えなかったらお聞かせくださいませ。数字のみで結構でございます。以上です。

議長（村瀬 治君）

荒廃した森林について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは宮川議員の、荒廃した森林についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、以前から風雪害による被害、あるいは平成13年、14年の豪雪による被害によって、林道を含む道路、特に生活道路としての重要な路線、中小河川に倒木となっている状態でございます。これらを放置すれば、台風等による豪雨、雪解け水等による出水で2次災害が

発生することも考えられます。この場合には甚大な被害も懸念されますので、旧根尾村では平成11年度から単独事業としてこれらの豪雪被害木の処理をしてきましたが、合併による調整でも引き続きこの事業を継続して実施していくこととなっております。既に今年度におきましても、暫定予算をいただきましてこの処理に当たっているところでございます。平成16年度予算をお認めいただきながら、さらにこの事業を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

議長（村瀬 治君）

次に、国民年金について市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

国民年金についての御質問にお答えいたします。

国民年金の保険料の徴収事務は、平成14年度に市町村から国へ移管されております。そうしたことから、国民年金の事務事業の管理主体は国になっているということであります。

現在、市町村は被保険者から各種の届出書の受理及び審査、受給権者からの裁定請求書の受理及び審査を行い、国に報告することのみが受託事務として行っております。このことから、国民年金の加入状況、保険料の収納状況について国に確認いたしましたところ、加入状況について加入対象者を把握することができないため、未加入者の特定ができないということであります。

なお、納付率というのが出ております。平成14年度の納付率ということで、旧本巢町におきましては79.3%、旧真正町におきましては74.8%、旧糸貫町におきましては74.0%、旧根尾村におきましては82.1%という状況でございます。なお、15年度分については7月中旬以降に国から示されるということであります。以上です。

〔34番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、34番 宮川君。

34番（宮川久夫君）

けさもテレビを見ておりますと、台風6号が東海地方へ向かっていると。ただいまも吹いておりますが、こうした雨量も300、400と報道されております。心配しながら議場の方へ参ったわけですが、どうか、くどいようなことを申し上げますが、早いところ除去していただくようお願いを申し上げます。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

続きまして、30番 大西徳三郎君の発言を許します。

はい、大西君。

30番（大西徳三郎君）

最後の質問者ということで、台風が接近しておりますけど、せっかくの権利ですから、しっかりとした質問とさせていただきますので、よろしく願いしたいと思っております。

2点、通告してあります。

まず第1点目として、平成16年度予算編成の基本的な考えについてであります。

この質問に対しては、財政計画ということで既にもう三、四人の議員の皆さん、また市長の提案説明の中にも出ております。答えは既にもう聞いておられるような状況でありますけど、通告してありますので、市長の答弁を聞いて、また考えて質問させていただきたい、そんなことを思っております。

平成16年度一般会計予算は162億5,000万円とあり、新市建設計画の財政計画に合わせた予算であります。三位一体改革の影響を受けて、歳入では前年度比で地方交付税3億9,100万円減、臨時財政対策債3億3,000万円減、国庫補助金9,000万円減、所得譲与税の創設で5,600万円の税源移譲があるが、全体では7億5,500万円の財源不足という非常に厳しいものとなりました。旧4ヵ町村の継続事業と合併協議の合意事項、新市建設計画を推進するための積極的型の予算となったことは十分理解できますが、もう少し圧縮する必要があるのかと思います。また、財政調整基金繰入金11億8,000万円は財調の3分の1を繰り入れしていますが、将来に不安を示すものであります。別の財源、例えば合併特例債の追加発行等で確保してはどうかと思いますが、お尋ねをいたします。

2点目として、本業市におけるスポーツ振興施策について。

新市建設計画の基本方針では、豊かな心と文化をはぐくむまちづくりを実現する施策として生涯スポーツの振興を掲げています。また、具体的な事業施策の一つとして、総合型スポーツクラブの育成の位置づけがあります。だれもが将来にわたって豊かなスポーツライフが楽しめるためのスポーツ環境の整備の有効な手段として、国のスポーツ振興計画では、国民のだれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、総合型スポーツクラブの育成が必要であると提唱をしています。

総合型スポーツクラブの特徴としては、1.複数の種目が用意されている、2.子供から高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが年齢、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じていつまでも活動ができる、3番、活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる、4.質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる、5.以上のようなことについて、地域住民が主体的に運営をするの5点であります。総合型地域スポーツクラブの育成を図ることは、完全学校週5日制時代における地域の子供のスポーツ活動の受け皿の整備にもつながり、さらには地域が主体となって運営することにより、地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域の親睦、活性化に役立つものと期待できます。また、健康づくりやリハビリなどを目的としたスポーツの多様性にもつながります。技術面では活動拠点として学校体育施設や公共スポーツ施設などの活用が考えられますが、単にスポーツ活動の場ととらえるのではなく、市民の交流の場としての役割も考慮すると、クラブハウスのような機能がありません。

幸いにも、重点プロジェクト事業として総合体育館建設事業があります。この事業は、旧真正町

の総合計画でスポーツ・レクリエーションの振興施策として位置づけられたもので、この趣旨を受け、新市建設計画に記載されたものと考えます。議会においても、合併直前まで活発な議論が交わされ、煮詰めておりました。この総合体育館を、総合型地域スポーツクラブの拠点として求められる機能を備えた施設と位置づけ、検討していくことは、事業を実施していく上で格好の意義、効果が発揮できると思います。本巢市におけるスポーツ振興施策の中で生涯スポーツの振興を図るため、ソフト・ハード両面でどのように展開していくのかをお尋ねをいたします。

以上2点であります。

議長（村瀬 治君）

平成16年度予算編成の基本的な考え方について、本巢市におけるスポーツ振興施策について、市長の答弁を求めます。

はい、市長。

市長（内藤正行君）

大西議員の、平成16年度予算編成の基本的な考え方についての御質問に対しまして、まずお答えをいたします。

本巢市の新たなまちづくりの設立のために第一歩となる今回の予算編成ということでございまして、合併協定書、新市建設計画及び合併協議会における協議結果等を踏まえながら、そういったものを指針として編成をまいりました。

具体的には、新市建設計画に最重点プロジェクトとして位置づけました公共交通機関のネットワーク、地域道路のネットワーク等を予算として編成するとともに、未来像であります自然と人が共生し、快適で心ふれあうまちを実現すべく予算を編成してまいっております。教育施設整備、あるいは公共下水道整備、あるいは農業集落排水事業及び簡易水道事業、こういった旧町村からの継続事業につきましても予算に盛り込ませていただいたところでございます。

しかしながら、新市建設計画におきます財政計画作成時には予想できなかったような財政環境が変わっておりますことは、今議会でも数回にわたりまして述べさせていただいております。本予算におきましては、主に財政調整基金からの繰り入れや、合併特例債を初めといたします地方債に財源を求めてまいったところでございまして、あわせて特別交付税や国の合併市町村補助金などの合併支援措置も十分見込ませていただきまして予算編成をさせていただきました。今後におきましても、引き続き国や県の合併支援策を有効に活用しますとともに、合併特例債の活用につきましても適切な活用を進めていかなきゃいかんと思っております。国の三位一体改革の17年度以降の考え方等も含めながら、財源確保に努めて健全な財政運営をしていきたいと思っております。次第でございますので、よろしく願いいたします。

また、本巢市におけるスポーツ振興施策についてでございますが、本巢市の生涯スポーツ振興を図りますため、基本方針としましては地域における生涯スポーツ推進体制の整備と活動の充実を上げておりまして、その具体的なポイントといたしましては四つでございます。一つは、生涯スポー

ツ振興体制の整備と充実、二つ目に、体育行事の整備と充実、三つ目に、地域スポーツ指導者の整備と充実、四つ目には、公共スポーツ施設の整備と活用の促進でございます。

スポーツ振興を支える基盤といたしましては、組織、事業、施設の三つがございますが、特に今年度はソフト面として、合併に伴う体育指導委員会、体育協会、スポーツ少年団等の組織の整備を進めてまいっております。

また、市民のスポーツ参加を積極的に推進しますために、旧町村の体育行事を引き継いで実施しますし、また組織と事業を充実させることが大事でございますので、それにつきましても合併直後の今年度の課題と考えているところでございます。

ハード面といたしましては、スポーツを実践する場としての施設の整備についてでございますが、旧町村ごとに整備されましたスポーツ施設を有効に活用してまいることを基本としております。新たな施設整備となりますと、施設の使い方や運営方法など、ソフト面とあわせてその必要性を議論する必要がございます。

ただいま、議員からは厳しい財政状況に見合った歳出規模を見直すべきだと、圧縮すべきだというようなこととか、財調投入ばかり考えないで特例債を使うべきだというような御指摘もいただきましたが、総合体育館の建設となりますと多額の費用がかかります。歳出規模を大きく押し上げるということにもなります。今後、生涯スポーツの振興を進めるために、施設の整備・充実に努めることは重要であると考えますので、総合体育館の建設につきましては、その意義とか効果を見きわめつつ、健全な財政運営への影響度を勘案して、時期、規模も含めまして、特に今後総合計画、あるいは財政計画を立ててまいるわけでございますので、そうした中で十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔30番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

1番目と2番目を分けて質問したいと思います。

先ほど言いましたように、財政については、過去三、四人の質問者、またその答弁によって大體理解しております。しかし、3月議会のときにも質問して答えを聞いておりますけど、我々3町1村が何のために合併したんだということを原点に振り返りますと、やっぱり財政が厳しくなってくる、一つの小さな町ではやっていけないということで3町1村、本巣市になったということで、その一番の要因は、交付税が10年間は保たれると。10年間保障され、5年以後は段階的に縮小されていくということがまず一つありました。二つ目には、合併特例債が発行できるという特典。財政でいえばその二つが大きくあって、それにあのような、ねぶらされたと言えはそのことかもわかりませんが、そういうことで合併に向かってきたと私は理解しております。そういうことから考えれば、今の国の三位一体改革が中途半端ということで、財源移譲がされていないということで、非常に今年度は苦しい。これは本巣市もそうですし、どこの地方自治体も同じような非常に厳しい予

算編成をしたということは承知しております。

そこで市長に、今の答弁をお聞きして、二、三お聞きします。先ほど言いました交付税は、本当に保障されてきておるのか。10年間、交付税は保障されるという合併時の約束事は守られてきておるのかどうか、それを市長はどのように考えてみえるか。まずそれをお聞きしたいということ。

二つ目として、財政調整基金を今年度11億 8,000万、3分の1取り崩すわけですけど、きょうも鶴飼議員の質問の中にもいろいろ数字を上げていただきまして、新市建設計画を立てたときの数字で今言われておったわけですけど、地方交付税が10億ぐらい少ない。この繰入金で3億 8,200万に対して18億 2,000万、そのうち財調が11億 8,000万ということであります。この繰り入れたのについて、もう一つは地方債、合併特例債も含めて、当初39億 8,700万円、計画時には地方債を発行する予定であったのが、今回22億 9,900万円ということで少ないわけですね。といってもこれは特例債を発行しても借金をつくるわけですから、できるだけ後につくった方がいいことは十分わかります。しかし、財調の3分の1をつぶしてしまうのは非常に我々も不安ですし、市民の皆さんも、3分の1も使って、もうあと20億しかない。いざというときに使えないのではないかという懸念が物すごくあるわけですね。財調を極力減らして地方債、あまり借金をせよと奨励していくのはおかしいわけですけど、我々としては、こちらの方にも、もう少し地方債へ回してもよかったのではないかなと思います。そのことが2点目、お尋ねします。

それともう一つ、数字的に、今回だれも指摘をしておりませんが、市税が伸びております、この計画時よりも。この計画時においてこれを読みますと、53億 5,900万円が16年度の見込みであったのに対して、今年度の16年度の予算では54億 6,800万円、1億 900万円市税が伸びておるわけですね。非常にこれはありがたい数字というか、この計画からいくと1億も伸びておると。このことについて、これは多分固定資産税が伸びておるのかなあと思ったりもするわけですけど、このことがわかりましたらお答えをお願いしたいと思います。

以上3点、とりあえず質問をいたします。

議長（村瀬 治君）

予算編成の基本的な考え方につきまして、市長、答弁。

市長（内藤正行君）

大西議員の再質問でございますが、交付税について今後守られるのかという御質問でございます。

交付税につきましては、10年間基本を守り、残る5年間で漸減させて、15年間で削減してもとに戻すという形に、合併の協議の時点で国から示されているところでございます。この2年間にわたりまして、今回の三位一体とあわせまして大幅に交付税が、これは全国的な話ですが、削減されてきたということで予定が狂ってきたわけでございますが、現在の23億円前後、この程度の形で今後守られていくと、このように私は見ているところでございます。

それから、財調を投入しなくて特例債を使った方がよかったんじゃないかという御指摘でございます。

これにつきましても、財調はとにかく私も大西議員と同じ考えでして、大事な貯金でございますので、できるだけ減らしていきたいと思ひまして、当初はもっと大きく充てるようにしていたものをこの程度に下げさせてまいっております。その分につきまして、特例債を実質充てたんですが、特例債につきましては今後また多くの事業に投入していくということでございまして、特例債はなるべく補助事業のついたものに充てていきたいと思ひしております。そうしますと、特例債を延ばして使えらる。例えば今度、西濃連絡道路なんかは28億円必要なわけですが、これにつきましても補助が55%ついております。そのものに特例債を充てることによって自己負担が非常に少なくなるわけですし、特例債の単独の事業に充てるよりは有効に、幅広く使っていけるということで考えているわけでありまして、できるだけそれは同じ考えでございますが、今回一応11億 8,000万ほど取り崩させていただいておりますが、これは1年経過しまして繰越金もある程度出ると期待しておりますし、不用額も出るのではないかとと思ひしております、そうしたものが出ました場合には財調に積み増しをしていくということも考えているわけでございます。そうした形で運用を当面させていただきながら、特例債を今後の事業に充てられるように、10年分でございますと平均で16億ぐらい充てられるんですが、それを最小限の形で使わせていただくということでございまして。

また、税金につきましては若干伸びているわけでございますが、これにつきましては、宅地開発あるいは収益事業の改善等によりまして、地域計画の伸びを上回りますと税金が上がってきたということでございまして、税金が上がった分、丸々自分たちの自主財源とはなりません、御存じのように75%は今度交付税でカットされるということでございまして、25%しか残らない。しかし、自主財源として税を確保することは、長い目で見ると一番大事なことでございまして、今後とも税金の確保につきましては頑張っていかなきゃならないと思ひますが、伸びた理由はそういうところにあるわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔30番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

1番と2番を完全に切り離して質問させていただきます。

1番目は終わりたいと思ひます。

2番目のスポーツ振興施策ということで、実は今の市長の答弁ではちょっと納得がいけないわけでありまして。

ちょっとエゴ的な質問になるかもしれませんが、我々旧真正町、先ほども質問の中でそのようなことを言いましたけど13人今議員がおりますけど、三島議員もこのことに関しては反対されないということで、代表して質問というようなことでお聞きをお願いしたいと思ひます。まだ時間もはっきりありますので、ちょっと話をさせていただきたいと思ひます。

我々旧真正町は、それこそ旧本巣郡の時代において非常に貧しい町であったということで、お荷物のような存在であったと先輩の方から聞いております。そのため、大学の先生等をお呼びして勉

強し、自分らがどうしたらいいまちづくりができるかということで努力されてきたと聞いております。その過程において、旧真正町全域農振地域であったにもかかわらず、岐阜・関ヶ原線沿いに大型の商業集積施設が建設でき、これについては相当に皆さん方の努力、それぞれ陳情等々において相当努力されてきたということ聞いておりますし、承知をしておりますし、根尾川沿いにおいてもあやって企業誘致ができたということで、そのために魅力のある旧真正町であったということで、先ほどの住宅ということで非常に民間の業者が宅地開発を進められて、人口も今ふえてきております。

人口についていえば、先ほど高木議員が少し触れられましたけど、6月号の広報「もとす市」によると3万4,915人、新市建設計画の数字から読むと平成20年が3万4,940人という数字でうたっておるわけですけど、この計画よりも速いスピードで人口もふえておるということだと思います。その要因としては、そういう住宅開発等、魅力のあるまちをつかったということで、民間の企業が住宅開発に力を入れてくれて人口もふえてきた。その半面、15年度は真桑小学校の増築、今年度弾正小学校の増築、また次は真桑保育園の増築というようなことにもなっております。それは、それだけ旧真正町が素晴らしいまちであるというあかしの一つであると思います。先輩諸氏の皆さん、またこれにおいては地域の住民の皆さんの御理解をいただいて協力をしていただいたおかげで、そういうまちづくりができてきたと思っております。

おかげさまで、15年度においては旧真正町財政力指数が0.713だったと思っておりますけど、それくらい財政力指数が上がったのが現実であります。そのために、旧真正のときにおいてはそれを住民にどうやって還元していくのかということで、まず掲げられたのが教育の充実、福祉の充実でありました。これは合併協議におきましても真正の例に倣ったことが多々あったわけで、御承知のとおりだと思います。

また、インフラ整備等におきまして、特に全町を下水化するんだということで旧弾正地区を二つ終えまして、今残った真桑地区を今随時、今年度も予算をつけていただきまして進んでおるわけですけど、全町下水化ということで来ております。

また、いろんな要望等ありまして、例えば去年の12月に完成しました総合運動広場、今名前は真正運動広場という名前ができましたけど、そういう総合グラウンドの完成、また最後に一つ残ったのが総合体育館構想であります。このことにつきましても先ほどから言っておりますけど、それだけいいまちづくりになったということで地域住民の皆さんから強い要望を受けておるわけでありまして、先ほども触れましたけど、もし合併がなく、真正町が単独で来ておるということになりますと、多分この問題は16年度に着手という、そこまで行ったのではないかと我々考えるわけですけど、こうやって合併して本巣市に託しておるわけでありまして。

いろいろ申し上げましたけど、この総合体育館構想につきまして、御承知されておる人も見えると思っておりますけど、平成24年で岐阜県で国体があるわけです。この本巣市誕生になって、この総合体育館等において国体の競技が呼べるような施設をつくって、大々的に本巣市をPRもできるという、勝手な言い方をしておるかもしれませんが、そういうメリットが物すごくあるのではないかと。

ちろんスポーツだけじゃなくて、それだけの総合体育館となりますといろんなイベントも開催できるということで、本巢市全体のイベントの開催もその体育館でできるのではないかと、そんなことも思うわけであります。本巢市のシンボルとして、また地域住民のいろんな要望等々、健康、いろんなことをかんがみて、ぜひとも市長におかれましてはもっと踏み込んだ答弁をしていただきたいと、そんなことを思っております。

我々多くの真正町議員は市長の応援団でもあります。内藤市政を協力して支援をするものであります。そういうことにおきまして、市長におかれましては何遍もくどく言いますけど、もう一步踏み込んだ答弁をしていただきたい、そんなことを思います。よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

はい、内藤市長、答弁。

市長（内藤正行君）

大西議員の再々質問に対しましてお答えをいたします。

総合体育館の建設についての御質問でございますが、生涯スポーツを振興します場合には、先ほど申しましたように施設の整備も大事でございます。また一方、合併の趣旨でも大西議員が御発言なられましたように、合併は将来にわたりましてサービス等の基準が下がらないようにすべきだということで始めたということでございます。そうした中で、今までの議員の御質問にもございましたが、ただ建設計画に上がっているからといって、安易にそれぞれの諸事業を取り上げるということも十分考えてやっていかないかんよというお話もございました。そういったことも含めまして、整備の必要性がある体育館というものにつきましても、補助の道をまず探る等を努力しながら、今後計画を立てます総合計画、あるいは財政計画等を十分勘案しまして、そうした中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔30番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい。

30番（大西徳三郎君）

3回目ということで、4回目になるかもわかりませんが、今は最重要プロジェクトですけど、最重要プロジェクトに入れてほしいような状況、そんな考えも持っております。強い要望ということで、よろしく願いしたいと思っております。終わります。

議長（村瀬 治君）

以上で、通告による一般質問はすべて終了をいたしました。よって、市政一般に対する一般質問は、これをもって終結いたします。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月22日から6月27日までを休会とし、6月28日午前9時から本会議を開催しますので御参集をください。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後1時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員